

平成30年11月1日
九州歯科大学大学院歯学研究科

大学院における自然災害時の休講について

1 休講の基準について

休講は大学が判断することを原則とするが、次の（１）又は（２）に該当した場合は、大学の判断がなくとも休講とする。

- （１）北九州市に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪に限る。）が発令されている場合
- （２）小倉北区の板櫃川浸水想定区域に避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されている場合（いずれも泉台小学校校区を含む場合に限る。）

2 休講の適用範囲について

1（１）及び（２）の場合における特別警報等の解除後の対応は次のとおりとする。

特別警報等の解除時刻	対応
午前6時以前	1時限から講義実施（休講なし）
午前10時以前	3時限から講義実施（午前休講）
午前10時の時点で解除されない場合	終日休講

なお、午前8時30分以降に、1（１）又は（２）が発令された場合の休講については、大学が判断する。